# 事業に追いつかぬ収入

## 26年度から累積、人件費や維持費で精一杯

# 延々になった土地賣却

## 市の赤字はどうして出来たか

## −¥31,217,000

地方財政の赤字は、ほとんど毎日のように新聞・ラジオで報道され、どこの市町村もその解消策に苦慮しているのが現状である。

赤字の原因はいろいろあろうが、要するに、住民の生活と福祉増進に必要な教育、産業、厚生、土木、水道、保健衛生などの施設事業が多いのに比べ、その収入財源がこれにともなわないからである。

現在の法律規則で許された限度の地方財政収入では職員費その他の人件費と既存施設の維持経費費など経常的経費を賄うことが精一杯で、臨時的施設事業をやればそれだけ赤字になるというのが、新津市の場合どうして赤字が出来たか

赤字は昭和二十六年度から毎年累積したもので、左下別表一、二、三、四の臨時事業が最大な原因となる。

しかし、この事業は財源のあてもなく漫然とやったのではなく、年々不足財源の補塡として土地売却代を予算に計上し収支のバランスをとって来たものであるが、土地処分が今日まで延々になって来たことによって三千百二十一万七千円の収入不足を生じたのである。

今後は収支の均衡を得た事業計画を樹てるとともに極力経費の節約をはかり赤字の解消に努めなければならない。

## 市民一人当り七百九十八円

### 29年度決算にみる赤字事情

本市の赤字の経過とその原因は、市民一人当りの歳入、歳出を図表にあらわすとA表になる。

表Aは年次毎の赤字の増減を示すものであり、Bは、Aにあらわれた歳入、歳出の額を、当時の人口で割って得た人口一人当りの、収入額と支出額であり、参考までに一人当り税負担額を付加したものである。

これによれば二十五年度には歳入八千八百二十二万円、歳入八千四百二十一万円の黒字が、次年の二十六年度には学校建築、その他に奮手したため、遂に五千三万三千円の赤字となった。以後逐年赤字は増して二十九年度にはついに三千百万余円にふくれ上った。

これを一人当りの歳入、歳出でみると二十五年には歳入二千三百四十四円、歳出二千三百二十一円で平衡を保っていたが、五年後の二十九年の歳入では四千六百四十四円で二千三百円の増収となったものの、歳出が五千四百四十二円の負担額となり、差引きし百九十八円の不足額となっていて、市民一人当りにしてこれだけの赤字事業費をかけてはいるわけだが、ここに表われている。

なお前二十八年度に比べて一人当り収入が約二百円減っていることは、市電廃止による平穀変付金がなくなったことが最も大いなものである。その他過信、県の赤字財政から県費補助が翌年度繰越となったためなどによる。（収入欠陥）

（新津警察署）

## 飛出しナイフや匕首は禁止

### 十月一日から

こんど「銃砲刀剣類等所持取締令」の一部が改正され、飛出しナイフ・ダイクは許可制に、空気銃は許可無しに禁止された。

**空気銃**　空気銃を持つには、十月一日から弟銃、目からは弟銃の許可を受けなければ、歩くことだけでなく、押入れや物置等に入れておくことも、友達のものを借りて持つことなども出来ない。

**飛出しナイフ**　飛出ナイフは四十五度以上に自動的に開刃するものをいい、刃渡り五・五センチメートル以下のものを除き、持つことも、売ることも禁止された。それと現在持っているとしたら、それは禁止品的価値のあるものは文化財保護委員会に登録しなければ持つことが許可されて持っていることが出来る。

**アイクチ**　アイクチはこれまでは禁制をいい、刃渡りの大小にかかわらず、持つことは禁止された。ただし美術的価値のあるものは登録しなければならない。

**ナイフ**　ナイフとは、刃渡り四センチ以下のものをいう。

**許可を受けるには**、管轄警察の防犯課に備付けてある用紙で、十月一日から十月一十日までの間に手続きをすることになっている。

（空気銃、弟銃、住所氏名、百円に本籍、住所氏名、生年月日などが記載されている分所証明書または住民登録の抄本を一通に添付すればよい）

なお、許可を受けた空気銃は次の場合にのみ使うことができる。

一、狩猟登録を受けて狩猟する場合。

二、狩猟法による有害鳥獣駆除の許可を受けた場合。

三、県公安委員会の指定した射撃場で射撃をする場合。

持ち運びする場合は、銃砲所持許可証と一緒に持ち運びしなければならない。

二、銃は必ず、おおいをかぶせるか、または容器に入れて持ち運びしなければならない。

## 裏作ナタネの定植

### 根を軽く酸素を排水が最も重要

豊かな実りのあと、水田裏作の大切な時期である。ぼつぼつと、とかく裏作敬遠が手落ちとなりやすく、健かな芽ふくんでいるのに、ナタネの裏作について市では姿とともに力を注いでいるが、十月に入ると雨がちで水田裏作で四日大笑寺分校、二十五日中之巻小学校、二十六日記念公会堂、霞月、二十七日第二十八日紬小学校。

後三時まで。料金注射一頭につき百三十円、登録一頭につき百三十円、雑頭にかかわらず行う。

（厚生課）

**注射**　10月20日から三十年度第二回の狂犬病予防注射は左記のとおり行う。

この注射は毎年必ず春と秋の二度受けなければならないことになっている。

ので必らず注射を受け当市からこの病気が発生しないよう愛犬家の協力を切望する。

なお登録の向は登録も同時に行ってほしい。

十月二十日小台支所、二十一日金津支所、二十二日柄目台公会堂、二十四日大笑寺分校、二十五日中之巻小学校、二十六日記念公会堂、霞月、二十七日第二十八日紬小学校。

時間は午前十時から午後三時まで。料金注射一頭につき百三十円、登録一頭につき百三十円、雑頭にかかわらず行う。

（厚生課）

**狂犬病予防**

**飛出し ナイフや匕首は禁止**

**裏作ナタネの定植 根を軽く酸素を排水が最も重要**

**第五　固定資産評価**

(一) 固定資産の評価について、土地と家屋の評価は、基準年度を設け、その基準度に行った評価額を、その翌年と翌々年に、地目の変換や、家屋の増改築等の異動がない限り、その前年度の価格によることとし三十一年度から適用する。

(二) 評価の方法は、その他特別の事情のない限り、三年間に同じ金額の固定資産税が賦課されることになる。

土地家屋の評価を据置くこととした理由は、従来固定資産について年々評価を行う建前だったが、その評価を行うに当っては、第一に個々の事情によって経済関係が安定しないため、土地家屋の価格にも安しい変動があったこと。

(二) 評価の基準は、評価が技術的に難しいものなどが接続的に難しいものなどがあるので、市町村の努力によって適正な評価が望まれるとともに、評価が大巾に違うことの無いよう、評価の均衡は、地目の変換や、家屋の増改築等の異動がない限り、その前年度の価格によることとし三十一年度から適用する。

(三) 固定資産の評価について、土地と家屋の評価は、基準年度を設け、その基準度に行った評価額を、その翌年と翌々年に、地目の変換や、家屋の増改築等の異動がない限り、その前年度の価格によることとし三十一年度から適用する。

**地方税法一部改正**　解説（下）

**資産固定　評価三年間据置き**

**タバコ消費税9/100に引上げ**

**税法違反の罰則全般に軽減**

**第六　自転車荷車税**

(一) 自転車荷車税の税率について、従来自動車税と課されていたオートバイのうち、自動車の磁石、資産の性質上、その性能、用途を考慮し、他の自動車との均衡と、自動車税と、自動車の取扱、自動車の盟の改正とともなって、自動車の増税自転車となったものがあるので